

ピュアリー谷町四丁目保育園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ当園が説明しておくべき事項は次のとおりです。

1 運営主体

名 称	株式会社 フェイスフルラバーズ
本 社 所 在 地	神奈川県川崎市宮前区馬絹 1-28-12 フィールドホーン D1F
電 話 番 号	044-948-4455
代 表 者 職 氏 名	代表取締役 光山 哲男

2 施設概要

施 設 の 種 類	小規模保育事業A型
施 設 の 名 称	ピュアリー谷町四丁目保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市中央区農人橋 1-2-1 三起ビル 1F
電 話 番 号	06-6941-4455
施 設 長	伊豆元 信代
受 入 年 齢	0～2 歳
利 用 定 員	0 歳児 6 人 1 歳児 6 人 2 歳児 7 人
開 設 年 月 日	平成 29 年 4 月 1 日

3 施設の目的及び運営の方針

ピュアリー谷町四丁目保育園（以下「当園」という。）は、児童福祉法第 39 条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

4 設備の概要

(1) 園舎等の概要

敷 地 面 積	107.53 m ²
園舎の構造・規模	鉄骨造 9 階建の 1 階部分
園 舎 面 積	107.53 m ²
園 庭 面 積	0 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	面積	備考
保育室	3室	65.89 m ²	
医務室兼事務室	1室	6.66 m ²	
調理室	1室	10.6 m ²	

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
園長	1人	園務の統括
主任保育士	0人	保育の統括、保護者の育児相談、地域の子育て支援
保育士	6人	保育業務
看護師	0人	保育業務、健康管理業務
栄養士	1人	栄養管理、献立作成、給食調理
調理員	1人	給食調理
事務員	1人	事務

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

6 保育の提供を行う日及び行わない日

当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は休園となります。

7 保育の提供を行う時間

当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時30分から18時30分の範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初の一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は18時30分から19時30分までの範囲内で、延長保育を提供します。（延長保育の利用にあたっては市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途延長保育料及び補食代が必要となります）。

(2) 保育短時間認定を受けた児童の場合

9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初の一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、

御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から9時、17時から19時30分までの範囲内で、延長保育を提供します（延長保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途延長保育料が必要となります）。

8 提供する保育等の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

上記6及び7に記載する日及び時間において、保育の提供を行います。

9 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を御負担いただきます。

お支払方法は、別途お知らせします。

10 食事の提供方法及び提供を行う日

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日の食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃
2歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

11 連携施設

当園は保育を適正に実施し、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育を行いますが、継続的に児童の受入れ先が確保されていることではありません。

(1) 連携施設 : 大阪市立南大江保育所

運営主体	大阪市
所在地	大阪府中央区農人橋 1-1-2
連携内容	利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援

12 利用の開始及び終了に関する事項

- (1) 当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとします。
- (2) 当園は、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに終了するものとします。

13 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	高折医院
医師名	高折 和男
所在地	大阪府中央区船越町 2-3-2
電話番号	06-6941-5429

(2) 歯科

医療機関の名称	松本歯科
歯科医師名	松本 吉生
所在地	大阪府中央区谷町 3-6-7 サンリビットビル 3F
電話番号	06-6910-7270

14 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

15 非常災害対策 ※引き渡しカードを使っての訓練を実施します。

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。
避難・備蓄用品	・避難用リュック 有 ・備蓄米・食糧 有 ・ミネラルウォーター 有 ・懐中電灯 有 ・非常用電源 有 ・毛布 有
避難場所	谷四錦郷公園（大阪府中央区和泉町 1-1-6） 南大江小学校（大阪府中央区農人橋 1-3-3）

16 虐待等の防止のための措置

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

17 苦情・要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付担当者 伊豆元 信代 ・苦情解決責任者 伊豆元 信代 <p>苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。また、御意見箱も御利用ください。</p>
--------	---

18 利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保 険 会 社	三井住友海上火災保険株式会社		
保 険 の 内 容	賠償責任保険		
	一事故一名につき		支払限度額 3 億円
	傷害保険		
	一名あたり		
	死亡・後遺障害	300 万円	
	入院日額	3,000 円	
	通院日額	1,500 円	

19 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

20 園児の利用状況（毎年度 5 月 1 日現在）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
0 歳児	2 人	3 人	0 人
1 歳児	7 人	8 人	4 人
2 歳児	6 人	2 人	6 人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	実施していない	
自己評価の実施状況	実施していない	

- 22 子ども・子育て支援法第 51 条第 2 項若しくは第 4 項又は第 57 条第 2 項若しくは第 4 項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

なし

- 23 その他利用にあたっての留意事項

禁止事項・制限事項	・車での送迎は御遠慮ください。 ・他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はお止め下さい。
-----------	---

年 月 日

ピュアリー谷町四丁目保育園
園長 伊豆元 信代

私は、本書面にに基づき重要事項の説明を受け了承し説明書面を受領のうえ、
 ピュアリー谷町四丁目保育園の特定教育・保育の提供の開始について同意します。

年 月 日

保護者住所：
 保護者氏名： (続柄)
 児童氏名：

別表

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額
延長保育料	延長保育に要する費用の一部を ご負担いただくもの	月極 3,000 円 標準時間スポット 500 円 (1 回限り) 2 回目より月極 3,000 円 短時間スポット 500 円/30 分
補食代	延長保育時に提供する補食代を 実費でご負担いただくもの	1 回 300 円
全園児用品代	連絡帳 (入園時のみ) 製作バインダー アルバム台紙代 (入園時のみ) カラー帽子 (入園児のみ) 連絡袋 (入園時のみ) スモッグ (入園時のみ)	540 円 730 円 1,220 円 1,250 円 260 円 1,600 円 合計 5,600 円

※教材用品の変更や値上げに伴い、金額の変更がある場合がありますのでご了承ください。